

令和5年度 住まい快適リフォーム助成事業のご案内

補助を受けられる者（以下の要件をすべて満たしている者）

- 長門市民であって、市税等を滞納していない者
- 補助対象工事について、市が実施する他の補助等を受けていないこと
- 市内にある自己所有の住宅で、本人または3親等以内の親族が居住する住宅のリフォーム工事

補助の対象となる工事

リフォーム工事	(1) 住宅の安心・快適化に資する工事 (2) 長寿命化、省エネルギー化に資する工事 (3) 新しい生活様式の形成に資する工事
---------	---

- 市内に本店所在地を有する施工業者等に依頼して行う工事
- 補助対象工事に要する経費が10万円以上（消費税及び地方消費税を除く。）の工事
- 補助金交付決定後に着手する工事
- 補助金申請年度の令和5年12月末までに完了見込みの工事
- 過去5箇年度に本補助金等を受けていない住宅の工事

補助金の額

- ・補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の **2割（上限額 15万円）**
- ・市産木材を使用した場合、利用量に応じた **加算（上限額 10万円）** があります。
- ・三世同居世帯（3年以上）においては補助対象経費の1割を **加算（上限額 10万円）** があります。

※加算に関しては条件がありますので、事前にお問い合わせください。

※予算の範囲内において、**地域商品券**（長門商工会議所取扱い）により交付します。

補助対象木材	単価（㎡当り）	備考
スギ	2,000円	1 10㎡以上使用していること。 2 市内木材である証明及び材質の使用量を提出すること。
ヒノキ	3,000円	
シイ及びその他 広葉樹	4,000円	

申請受付開始日

- 令和5年4月3日（月）から

※申請の受付は予算の範囲内となっていますので、予算に達した時点で終了となります。
年度内にリフォーム工事を検討（予定）されている方は、お早めに申請して下さい。

お問い合わせ・申請書提出先

- 長門市役所建設部建築住宅課
TEL：0837-23-1186 FAX：0837-22-5155

～市内住宅関連業者の皆さんへ～

本補助金の補助対象工事の施工にあたっては、昨年度までと同様、工事の一部を下請業者に依頼する場合は、可能な限り市内に本店所在地を有する業者を活用するようお願いいたします。